

### 基本目標Ⅰ 全ての子供・若者の健やかな育成と自立支援

#### 施策の方向性1 全ての子供・若者の健やかな育成

基本的な生活習慣の形成・定着、基礎学力の保障、心身の健康の維持・増進、規範意識や人権感覚、自らを律しつつ他者を思いやる豊かな人間性や社会性、自己肯定感の涵養を図ります。

また、子供・若者の安心・安全を確保するとともに、インターネットを適切に利用する能力を含むコミュニケーション能力の育成を図ります。

(施策)

#### (1) 生き抜く力の育成支援

##### ① 日常生活能力の習得

- 子供たちに身に付けさせたい生活習慣や学習規律を確実に身に付けさせる取組を推進するとともに、健康の保持促進を図るため、家庭、学校、地域等が連携した食育の取組を推進します。

【保健医療部、教育局】

- 規範意識や思いやりの心、コミュニケーション能力を育てるため、本県独自の教材を活用した道徳教育、非行防止教育、インターネットの適切な利用に関する情報モラル教育を推進します。

【県民生活部、教育局、警察本部】

- 豊かな人間性や社会性、自己肯定感、チャレンジ精神等を涵養し、「生きる力」を育むとともに夢や目標の実現を支援するため、自然体験や社会体験、スポーツ活動など、様々な体験活動等を促進します。

【県民生活部、環境部、農林部、教育局】

- 子供・若者の健全育成に役立つ図書の推奨や、家庭、学校、地域における子供の読書活動を支援し、読書活動を推進します。

【県民生活部、教育局】

- 性別による固定的な役割分担の見直しにつながる意識啓発や、性の多様性に関する啓発等を行い、性別にかかわらず活躍できる環境の整備を推進します。

また、学校における教職員の意識啓発や児童生徒の理解促進に取り組むなど、男女共同参画の視点に立った教育や性の多様性を尊重した教育を推進します。

【県民生活部、教育局】

## ② 学力の向上

- 小・中学校段階の学習内容を確実に身に付けることができるよう、児童生徒や学校の実態を把握し、指導方法の工夫改善を図り、児童生徒一人一人を確実に伸ばす教育を実践します。また、学校生活になじめない子供に対しても、小・中学校段階の教育の機会の確保を推進します。

【教育局】

- 専門高校等において企業等の支援を受け、職業教育の充実を図り、専門的知識、技術及び技能の向上を図るなど、特色・魅力ある教育活動を推進します。

【教育局】

## (2) 子供・若者の健康の確保

### ① 健康教育の推進と健康の確保・増進等

- 児童生徒が薬物乱用に関する知識等を身に付けられるように健康教育の充実を図ります。また、薬物乱用を防止するため関係機関と連携し、麻薬等の施用者、営業者などに対する指導・取締等や啓発、薬物相談を実施します。

【保健医療部、教育局】

- 教員の負担軽減に配慮した部活動に係る指導の充実や地域のスポーツ大会への参加を通して、体力向上や豊かな心を育成するとともに、スポーツの楽しさや喜びを実感できる取組を推進します。

【県民生活部、教育局】

## ② 思春期の健康の確保

- 思春期にある子供や母子保健関係者に対し、母子保健に関する正しい知識（妊娠・出産、避妊や不妊、性感染症など）の普及・啓発を行います。

【保健医療部】

- 予期せぬ妊娠等により、身体的、精神的な悩みを抱えた若年妊婦等が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、相談体制の充実などの取組を推進します。

【県民生活部、保健医療部】

- 安心して安全で健やかな妊娠・出産、産後を支援するため、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制の充実に取り組みます。

【保健医療部】

- 自殺未遂や自殺企図、摂食障害などに対する精神保健相談、精神障害者及びその家族に対する訪問相談を通し、受診援助等の保健指導に取り組みます。  
また、自傷行為等をはじめとした若年層のメンタルヘルスに関する関係機関職員向けの研修や普及・啓発に取り組みます。

【福祉部、保健医療部】

## (3) いじめ防止と人権を尊重した取組の推進

- 教職員に対する研修や教育相談体制の充実を図り、いじめの未然防止、早期発見・早期対応につながる取組を推進します。

また、埼玉県いじめ問題対策会議等を通じて、関係機関が一体となって、いじめ問題の根絶に取り組みます。

【県民生活部、教育局】

- 全ての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現に向けた人権啓発に取り組みます。

また、学校において参加体験型学習などを取り入れたプログラムにより、児童生徒の人権感覚を育成します。

【県民生活部、教育局】

#### (4) 子供・若者の安心・安全の確保

##### ① 子供・若者に関する相談体制の充実

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置などにより、県立学校や市町村の教育相談体制の充実を図ります。

【教育局】

- 地域における子供の身体やこころの健康、薬物乱用、性、非行、子供の権利の侵害等に関する相談体制の充実を図るとともに、インターネット等を活用し、相談窓口等の情報提供に取り組みます。

【県民生活部、福祉部、保健医療部、警察本部】

- 子供・若者支援に関する各相談機関担当者の研修等を実施して、相談機関担当者間や市町村間のネットワークづくりを支援し、効果的な相談対応を図ります。

【県民生活部】

- 困難を抱えた場合に適切に相談を行うことができるよう、能動的かつ適切に他者に頼る意識・態度や、ときに漠然とした自らの思いや状況等を言葉にできる力など、自ら考え自らを守る力を育成する取組を推進します。

また、児童生徒が消費者として自覚をもち、主体的に判断し、責任をもって行動できるようにするために消費者教育の充実に取り組みます。

【教育局】

## ② 被害防止等のための教育・啓発

- 県・警察本部・市町村・教育委員会・関係機関・民間団体が連携して、交通安全運動など交通安全対策に取り組むとともに、交通安全教室の実施などを通じて、生徒の自転車や自動二輪車等による交通事故の防止とマナーアップに取り組めます。また、事件、事故、災害から身を守るため、学校で行う安全教育を通じて、児童生徒が自ら危険を予測し、回避する能力などを育成します。

【県民生活部、教育局、警察本部】

- DV（ドメスティック・バイオレンス）<sup>29</sup>の根絶に向け、被害者への支援として電話やインターネットによる相談体制の充実や相談担当者のスキルアップを図り、予防のための啓発活動に取り組めます。

【県民生活部】

- 児童生徒への消費者教育の充実や、生活科学センターにおける参加体験型の学習により、複雑多様化する消費者問題に対応できる「自立した消費者」の育成を推進します。

【県民生活部、教育局】

## （5）ネットリテラシー・情報モラル教育の推進

- 情報社会で犯罪の被害者にも加害者にもなることを防止するため、インターネットを正しく安全に利用できるようにするための教育や啓発活動を推進します。

【県民生活部、教育局】

---

<sup>29</sup> 配偶者や恋人等の親密な関係にある（あった）者から振るわれる暴力。

## 施策の方向性2 未来を切り拓く子供・若者の応援

子供・若者の勤労観・職業観の形成や職業に必要な知識・技術の習得とともに、若者の就労等支援の充実を図ります。

また、子供・若者の社会参画や社会貢献活動を応援するほか、自国の伝統・文化への理解促進を図り、グローバル社会で活躍する人材を育成します。

(施策)

### (1) 若者の職業的自立、就労等支援

#### ① 職業能力・意欲の習得

- 子供・若者が勤労観や職業観を養い、社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力や態度を身に付けられるよう、キャリア教育<sup>30</sup>を充実させます。

また、就業意欲を高め、チャレンジ精神を持った人材育成につながる意識啓発に取り組みます。

【産業労働部、教育局】

- 職業に必要な知識・技術の習得により若者の就職を支援するため、職業訓練の充実を図ります。

また、技能者の表彰や発表の場の創出により、技能習得意欲の向上と次世代のものづくり技能者の育成を図ります。

【産業労働部】

#### ② 就労等支援の充実

- 大学生や若年無業者（ニート）などの就職を希望する若者への就職相談、セミナー、企業面接会などを開催し、若者の就業を支援します。

【産業労働部】

- 新産業の育成、地域経済の発展、雇用の創出を目的とした創業・ベンチャー支援センター埼玉における創業支援や、渋沢栄一翁の理念を受け継ぐ起業家や起業希望者等の支援により、新産業の創出や地域経済の活性化を促進します。

【産業労働部】

---

<sup>30</sup> 一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方の実現を促す教育。

## (2) 社会形成への参画支援

- 子供・若者が広い視野に立ち物事を考える力や感受性を養うため、「少年の主張大会」を実施するほか、若い世代を含めた県民の声の把握、選挙や政治への関心を高める主権者教育<sup>31</sup>や啓発活動に取り組みます。

【企画財政部、県民生活部、教育局】

- 社会福祉協議会と連携した小・中学生、高校生に対するボランティア体験学習の実施、若者による社会貢献活動の支援、子供・若者の育成支援に積極的に取り組む団体等の運営支援や表彰など、子供・若者の地域課題への理解と解決に向けた行動を促進します。

【県民生活部、環境部、福祉部、県土整備部】

## (3) グローバル社会で活躍する人材の育成

- グローバル化する社会の中で、我が国と郷土埼玉の伝統・文化を尊重する教育を推進するとともに、発信力や交渉力の育成や異文化に対しても理解を深める取組を推進します。

また、次世代を担う文化芸術の人材育成を推進します。

【県民生活部、教育局】

- 姉妹友好州省<sup>32</sup>との友好関係に基づき留学生を派遣するほか、オンラインとオフラインでのハイブリッド型国際交流や高校生の留学支援を実施し、グローバル社会で活躍する人材の育成に取り組みます。

【県民生活部、教育局】

- 世界をリードする科学技術を生み出す人材の育成や、理科への関心を高める取組の実施など、将来の技術革新や社会に新たな価値を創り出す人材の育成を進めます。

【産業労働部、教育局】

<sup>31</sup> 政治の仕組みについての必要な知識の習得のみならず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う力を育む教育。

<sup>32</sup> メキシコ州（メキシコ）、山西省（中国）、クイーンズランド州（オーストラリア）、オハイオ州（アメリカ）、フランケンブルグ州（ドイツ）と姉妹友好提携を結び、経済、環境、医療、教育など幅広い分野で交流を行っている。

## 基本目標Ⅱ 困難を有する子供・若者への支援

### 施策の方向性1 困難を有する子供・若者やその家族への支援

若年無業者（ニート）や、ひきこもり、不登校、障害、ヤングケアラー、経済的な困窮など、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供・若者に対して、家族も含め、個々の状況に応じたきめ細やかな支援の充実を図ります。

また、様々な社会問題に共通する背景として指摘される孤独・孤立や、いくつかの困難が複合的にあらわれ複雑に絡み合っているケースに対応するため、関係機関の連携を図り、総合的な支援に取り組みます。

(施策)

#### (1) ニート、ひきこもり、不登校等の子供・若者への支援

- 若者自立支援センター埼玉において、若年無業者（ニート）などの職業的自立に悩みを抱える若者とその家族を対象として、専門的な助言や就労体験等を通して就労に向けた支援に取り組みます。

【産業労働部】

- ひきこもりに関する専門的な相談窓口を設置するとともに、家族を対象とした教室等を開催し、ひきこもりの問題を抱える本人や家族に助言や情報提供など適切な支援を行います。

【保健医療部】

- 不登校・いじめ等を解決するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置や生徒指導重点校の指定など、教育相談体制の整備・充実に取り組みます。

また、「中一ギャップ<sup>33</sup>」の解消を図るため、小中一貫教育構築の支援に取り組みます。

【教育局】

<sup>33</sup> 子供たちが小学校から中学校への進学に際し、新しい環境での学習や生活に不適應を起こす状況。

- 進路、卒業に不安や悩みを抱える高校生と保護者、中途退学をした方を対象に「高校生活に関する相談会」を開催し、高校中途退学の防止と中途退学後のフォローアップに取り組みます。

【教育局】

## (2) 障害等のある子供・若者への支援

- 障害のある人もない人も共に生きる共生社会の実現に向けて障害者差別の解消に取り組むほか、障害や障害者についての県民の理解を深めるため、障害者週間などの普及啓発に取り組みます。

また、インクルーシブ教育システム<sup>34</sup>の構築に向けて、「心のバリアフリー<sup>35</sup>」と社会で自立できる自信と力を育むため、障害のある子供とない子供が共に学ぶことの普及や教育的ニーズに応じた多様な学びの場<sup>36</sup>の整備を進めます。

【福祉部、教育局】

- 発達障害総合支援センターを拠点として、発達障害の早期発見・早期支援を担う人材や身近な地域での専門性の高い人材の育成に取り組みます。

また、発達障害の診療・療育の拠点となる中核発達支援センター<sup>37</sup>や個別療育と親支援を行う地域療育センター<sup>38</sup>での診療・療育体制の強化を図ります。

さらに、19歳以上の発達障害者やその家族からの相談への適切な指導や助言、就労相談から職場定着まで総合的な支援に取り組みます。

【福祉部】

---

<sup>34</sup> 障害者が精神的及び身体的な能力などを最大限度まで発達させ、自由な社会に参加することを可能とするための、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどが必要となる。

<sup>35</sup> 様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合うこと。

<sup>36</sup> 通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった様々な学びの場。

<sup>37</sup> 医療型障害児入所施設に医師などを配置し、発達障害児の診療・療育を一貫して行う拠点施設。

<sup>38</sup> 発達障害の特性が気になる子供に対し、作業療法士等の専門職が個別療育と親の子育て支援を行う施設。

- 障害のある生徒の自立と社会参加を実現するため、企業や就労支援アドバイザーと連携しながら、特別支援学校の生徒の就労支援の充実を図ります。

また、障害者就業・生活支援センター<sup>39</sup>において、障害者の就業面や生活面での支援を一体的に行い、障害者の就業とその継続を進めます。

【福祉部、教育局】

- 多様であることを認め合う豊かな共生社会の実現を目指し、障害者による芸術・文化・スポーツ活動の発表や体験の場を創出するとともに、障害者による芸術・文化とスポーツの魅力発信に取り組みます。

【福祉部、県民生活部】

- 小児慢性特定疾病<sup>40</sup>により長期療養を要する児童の健全な育成を図るため、ピアカウンセリングなどの相談支援や日常生活に必要な生活用具の給付などの支援に取り組みます。

また、小児・AYA世代のがん患者等が将来子供を産み育てることが出来る可能性を温存するために要する負担を軽減します。

【保健医療部】

### (3) 子供の貧困問題への対応

- 経済的な理由により、修学が困難な県内在住の高校生などに対して、奨学金の貸与や就学支援金等の支給により、教育費の負担軽減を図ります。

また、家庭の経済状況などが厳しく学力に課題を抱える児童が多く存在する学校を対象として、学力向上の支援に取り組みます。

【教育局】

---

<sup>39</sup> 就職や職場への定着が困難な障害のある人を対象に、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う機関で、県内には10か所設置されている。「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいて知事が指定した社会福祉法人やNPO法人が運営している。

<sup>40</sup> 児童福祉法に基づき、児童慢性疾病のうち国が指定する疾病。

- 生活困窮世帯の子供を支援するため、関係機関が連携し、学習支援、相談支援、高校進学・中退防止支援、就労支援など一人一人の課題に応じた支援を行います。

また、地域における子供たちの安心・安全な居場所の整備と、放課後や週末などに地域の多様な人材の参画によるプログラムの実施等に取り組みます。

【福祉部、教育局】

- ひとり親家庭の自立支援のため、母子・父子自立支援員による各種相談支援や就業支援を行います。

【福祉部】

- 児童扶養手当の支給、福祉資金の貸付け、医療費の自己負担額の助成などにより、経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭を支援します。

【福祉部、保健医療部】

- 子供たちが生まれ育った環境に左右されることなく自分の夢や希望を実現できるよう、子ども食堂<sup>41</sup>などの子供の居場所づくりを推進するため、各地域で子供の居場所の立ち上げと安定的な運営を支援する「こどもの居場所づくりアドバイザー」を派遣します。

また、子供の居場所に体験活動や学習支援の講師を派遣します。

【福祉部】

- 貧困の連鎖解消に向けた社会貢献活動を主体的に行う団体・企業や個人で構成される「こども応援ネットワーク」を通して、SNSによる情報発信や、物資等の支援を行う企業・個人と子供の居場所のマッチングに取り組みます。

【福祉部】

---

<sup>41</sup> 地域の人々が主体となり運営している、子供が一人でも安心して利用することができる、無料又は低額の食堂。食事を提供するだけでなく、子供の自己肯定感を育む場所として地域の方々の創意工夫により多様な形で展開されている。

#### (4) ヤングケアラーへの支援

- ヤングケアラーへの理解促進に当たって、学校及び教育機関に普及・啓発を行うとともに、ケアラー月間に集中的な広報・啓発活動を実施します。

また、福祉分野と教育分野の連携構築や、専門職、民間支援団体等への研修等を行い、地域における支援体制の構築を支援します。

【福祉部、教育局】

#### (5) 特に配慮が必要な子供・若者への支援

- 若年層の自殺防止対策として、小学校4年生から高校生までの児童生徒を対象として、メッセージと相談窓口を記載したカードを配布するなど、自殺予防の啓発に取り組みます。

また、民間団体や関係機関との連携や活動費補助により、SNSや電話による相談事業に取り組みます。

【保健医療部】

- 父母の離婚等により生じる子の貧困問題に対応するため、離婚前後親支援の取組を行います。

【福祉部】

- 学校や市町村等のニーズに応じた帰国児童生徒等支援アドバイザーの派遣や、県立高校への多文化共生推進員の配置を行うほか、ポルトガル語やスペイン語、中国語、英語のニュースレターを発行して情報提供を行います。

また、日本語を母語としない子供たちのために、日本の高校進学について多言語で説明するガイダンスを開催します。

【県民生活部、教育局】

- グローバル人材育成センター埼玉において、外国人留学生の相談対応や県内家庭のホストファミリー研修会の実施、就職支援など、支援体制を整備します。

また、外国人総合相談センター埼玉において、外国人を対象とした多言語による電話相談や専門的な内容（出入国管理、雇用・労働、法律相談など）の対面相談を実施します。

【県民生活部】

- L G B T Qについての正しい理解が進むよう、県民や企業に対する啓発を実施するとともに、L G B T Q当事者やその家族からの相談を受ける専門相談窓口を設置します。

また、性の多様性の尊重について学校における意識啓発や理解促進、児童生徒に寄り添った相談体制の整備に取り組みます。

【県民生活部、教育局】

#### (6) 課題の複合性・複雑性を踏まえた支援の充実

- 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供・若者に対して、関係機関が連携して支援できるよう、市町村・支援団体等のネットワークの形成や支援者のスキルアップ、相談体制の充実を図ります。

【県民生活部】

- 生活困窮者のうち、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方を対象として、アウトリーチ<sup>42</sup>支援員を自立相談支援機関に配置し、自立を支援します。

また、アウトリーチ等に携わる人材の養成を図る研修等を実施します。

【県民生活部、福祉部】

---

<sup>42</sup> 積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること。

## (7) 子供・若者の被害防止・保護

### ① 児童虐待防止対策

- 児童虐待の早期発見、早期対応を図るため、休日夜間に対応できる児童虐待専用の電話通告窓口を設置するとともに、子育てに悩みを抱える保護者や、子供本人からの相談に対して、SNSを活用した窓口を設置し、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を行います。

また、啓発リーフレットの配布やオレンジリボン<sup>43</sup>の活用、児童虐待防止支援研修会の開催により、児童虐待防止に関する啓発活動を実施します。

【福祉部、教育局】

- ファミリーホーム設置の支援や里親制度の普及・啓発等に取り組みます。

また、児童養護施設<sup>44</sup>退所者等を対象として、支援の中核となる「退所児童等アフターケア事業所」を運営するとともに、退所者や施設入所児童への就労支援、大学等へ進学した者への低額な住居の提供、安定した生活基盤を築くための支援や就職に必要な資格取得のための資金の貸付など、総合的な自立支援を行います。

【福祉部】

### ② 子供・若者の福祉を害する犯罪対策

- 埼玉県青少年健全育成条例に基づき、子供・若者の犯罪被害を防止するため、青少年の非行・被害防止特別強調月間キャンペーン、青少年健全育成キャンペーンでの普及・啓発に取り組みます。

【県民生活部】

---

<sup>43</sup> 児童虐待の現状を広く知らせ、児童虐待を防止し、虐待を受けた子供が幸福になれるようにという気持ちを込めて、オレンジ色のリボンを広めていく市民運動。児童虐待防止推進月間（11月）には、国や各地方公共団体で啓発活動を実施している。

<sup>44</sup> 保護者のない児童、虐待されている児童等環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護するとともに、退所した者に対する相談等、自立のための援助を目的とする施設。

- ネットアドバイザー<sup>45</sup>を派遣し、保護者等に対し、インターネットにおける危険性や保護者の役割についての啓発に取り組みます。フィルタリング<sup>46</sup>サービスの利用など、インターネット上の有害情報から青少年を守るための方策の普及・啓発に取り組みます。

また、少年の非行防止及び規範意識の向上のため、市町村教育委員会や学校と連携したインターネットセキュリティ教室を実施します。

【県民生活部、警察本部】

- ネットいじめ・トラブルの未然防止を図るため、児童生徒のインターネット利用実態把握のためのサイトの監視を行い、必要な情報を市町村教育委員会、学校、児童生徒、保護者に発信するとともに、生徒自身が主体的に取り組む仕組みを構築します。

【教育局】

- 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図るため、アイリスホットラインによる相談対応や、ワンストップ支援センターの支援体制強化など、犯罪被害者等支援に取り組みます。

【県民生活部】

---

<sup>45</sup> 県で養成・認定したアドバイザーで、主に小・中学校等に派遣してインターネットの危険性や保護者の役割について啓発する「子供安全見守り講座」の講師を務めている。

<sup>46</sup> インターネット上のウェブサイト等を一定の基準に基づき選別し、青少年に有害な情報を閲覧できなくするプログラムやサービス。

## 施策の方向性2 非行防止と立ち直り支援

非行の未然防止や早期対応に取り組むとともに、再犯防止や立ち直り支援を地域における企業や団体等の協力を得て推進します。

(施策)

### (1) 非行防止の取組の推進

- 埼玉県青少年健全育成条例に基づき、深夜外出や有害情報に接する危険性などを青少年や保護者に啓発するほか、コンビニエンスストアやカラオケボックスなどへの立入調査や指導等に取り組みます。

学校が保護者、地域、警察等の関係機関と連携して児童生徒を対象とした非行防止教室を実施し、非行・問題行動等の予防・根絶を目指します。

生徒の非行・問題行動が深刻化している中学校からの要請に基づきスクール・サポーターを派遣し、教職員や保護者等と連携して学校の正常化に向けた支援を行います。

【県民生活部、教育局、警察本部】

- 青少年の非行を防止するため、青少年育成埼玉県民会議<sup>47</sup>が市町村や青少年育成推進団体<sup>48</sup>等と連携して実施する非行防止パトロール活動を積極的に支援し、地域ぐるみでの非行防止活動を推進します。

【県民生活部】

- 少年警察ボランティアや市町村の非行防止ボランティア、学校など関係機関と連携して街頭補導活動を積極的に推進し、少年の非行防止に取り組みます。

また、関係する業界団体の自主的な取組を積極的に促進するとともに県と業界団体との連携を強化し、青少年の健全育成に取り組みます。

【県民生活部、警察本部】

<sup>47</sup> 青少年の健全育成を図るため、青少年育成市町村民会議、青少年団体、青少年育成関係者などにより組織された民間団体。

<sup>48</sup> 青少年育成埼玉県民会議からの委嘱により、声かけ・あいさつ運動などを行っている地域の青少年育成ボランティア。

- 関係機関、事業者、青少年関係団体と連携し、20歳未満の喫煙・飲酒対策に取り組みます。

薬物乱用防止の啓発活動や保健所等における相談などを通じて、薬物乱用の未然防止を図ります。また、麻薬などの取扱施設に対する監視指導や危険ドラッグ<sup>49</sup>に係るインターネット監視などの取締りを徹底します。

学校における薬物乱用防止教室の開催などを通じて、薬物乱用防止教育の充実に取り組みます。

【県民生活部、保健医療部、教育局】

## (2) 立ち直りに向けた支援

- 少年相談や親子カウンセリングを通じて、非行などの問題を抱える少年の立ち直りを支援するとともに、非行少年の立ち直しに関する相談を実施し、保護者等の支援に取り組みます。

また、県内の企業や団体の協力により、非行少年が社会活動や就労等の体験を通して社会とのつながりを自覚する取組を実施するとともに、専門家等による講演、同じ悩みを持つ方と意見交換できる体験交流会を実施し、非行少年の立ち直りを促進します。

さらに、関係機関が連携して支援できるよう、支援団体間のネットワーク形成や支援者のスキルアップを図るほか、再非行防止に向けた地域の機運醸成を推進します。

【県民生活部、警察本部】

- 再犯防止対策を推進するため、埼玉県再犯防止推進関係機関連絡会議を設置するとともに刑事司法関係機関と地域の社会資源をつなぐネットワークの構築を行います。

【福祉部】

---

<sup>49</sup> 葉や覚醒剤ではないが、それらと同じような幻覚や興奮作用等の有害性が疑われる薬物。規制を逃れるために使用目的を芳香剤、ビデオクリーナー、研究用試薬、観賞用植物、ハーブ、お香などと偽り、インターネット等で販売されている。

## 基本目標Ⅲ 子供・若者の健やかな成長を社会全体で支える環境の整備

### 施策の方向性 1 子供・若者の健やかな成長のための社会環境の整備

家庭、学校、地域等が、子供・若者の安心・安全に成長できる居場所としてより良い環境となるよう、連携して取り組むとともに、有害環境の健全化に取り組みます。

(施策)

#### (1) 家庭、学校、地域等の連携の推進

##### ① 保護者等への積極的な支援

- 中学生・高校生等を対象とした「親になるための学習」及び親を対象とした「親が親として育ち、力をつけるための学習」を推進するとともに、「親の学習<sup>50</sup>」の指導者を養成します。

【教育局】

- 社会的養護の体制整備を進めるため、ファミリーホームの開設に当たっての整備費用の補助や、里親制度の普及・啓発、里親へのサポート、里親入門講座や研修等の開催による新たな人材確保に取り組みます。

【福祉部】

##### ② 学校と地域の連携・協働

- 「学校応援団<sup>51</sup>」の活動の充実に向け、学習活動、安全確保、環境整備等のボランティアとして保護者や地域住民の参加を積極的に進めるとともに、学校以外の人的・物的資源を活用した実社会からの学びの充実を図るなど、学校・家庭・地域が一体となった子供の育成を支援します。

また、全県立学校で実施している学校自己評価<sup>52</sup>と学校関係者評価<sup>53</sup>により、学校の教育活動や学校運営の更なる改善・充実に取り組みます。

さらに、中学校の部活動に係る指導の充実や教員の負担軽減のため、部活動指導員の配置を促進し、教員の働き方改革<sup>54</sup>を推進します。

【教育局】

<sup>50</sup> 家庭の教育力の向上を目指して行われる学習。中学生・高校生等対象の「親になるための学習」と親対象の「親が親として育ち、力をつけるための学習」がある。

<sup>51</sup> 学校における学習活動、安全確保、環境整備等について、ボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。

<sup>52</sup> 学校(教育活動を行う主体)が、授業をはじめとする学校の教育活動等の取組について教職員自身で評価を行うもの。

<sup>53</sup> 保護者・地域住民や学校評議員等の学校関係者が、授業をはじめとする学校の教育活動等の観察や意見交換等により、学校が自ら行った学校自己評価について、学校評価懇話会等において評価を行うもの。

<sup>54</sup> 働く人々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で選択できるようにするための改革。

### ③ 地域全体で子供を育む環境づくり

- 幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点<sup>55</sup>などを活用し、子育てに関する相談や保護者の保育参加の実施、親子の交流の場の提供などにより、親としての育ちや子育てを支援します。

子育て援助を行いたい方と援助を受けたい方とをコーディネートし、地域での支え合いを調整するファミリー・サポート・センター<sup>56</sup>の運営費を助成し、市町村を支援します。

【福祉部】

- 子供たちが生まれ育った環境に左右されることなく自分の夢や希望を実現できるように、子ども食堂などの子供の居場所づくりを推進するため、各地域で子供の居場所の立ち上げと安定的な運営を支援する「こどもの居場所づくりアドバイザー」を派遣します。

また、子供の居場所に体験活動や学習支援の講師を派遣します。

【福祉部】

- 新たに放課後児童クラブ<sup>57</sup>を設置するため、新設や学校の余裕教室等を活用した改修整備を行う市町村や、放課後児童クラブでの児童の健全な育成を図る活動に取り組む市町村を支援します。

また、地域における子供たちの安心・安全な居場所の整備と、放課後や週末などに地域の多様な人材の参画によるプログラムの実施等に取り組みます。

【福祉部、教育局】

- 県内の森林や身近な緑を県民共有の財産として社会全体で支え、持続的な保全活用を進めるため、ボランティア団体等のみどりの担い手による県民参加・地域主体のみどりの保全と創出を促進する取組を支援します。

【環境部】

---

<sup>55</sup> 子育て中の孤立感、負担感を緩和するため、子育て親子の交流促進、育児不安に対する相談指導及び情報提供等、子育てに関する様々な援助活動を行う拠点。

<sup>56</sup> 市町村が設置する組織で、育児等の援助を受けたい会員と手助けをしたい会員で構成される。保育所への送迎や学童保育終了後に一時的に子供を預かるなど、会員同士による相互援助活動のあっせんを行う。

<sup>57</sup> 保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に提供される適切な遊び及び生活の場。

- 自然ふれあい施設やげんきプラザ等において、体験講座や自然体験活動、集団宿泊活動の機会を提供します。

農業体験活動を通じ、複合的な効果の発揮を目指す学校ファーム<sup>58</sup>の充実を図ります。

【環境部、農林部、教育局】

#### ④ 子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり

- 自転車盗等生活に身近な犯罪の被害防止対策の普及・啓発を図るほか、防犯カメラ等防犯機器の整備により、犯罪を起こさせにくい地域環境づくりの支援に取り組みます。

また、犯罪から子供を守るため、SNS等を活用し、地域住民に対して、子供を対象とした犯罪や防犯対策に係るタイムリーな情報発信に取り組みます。

【県民生活部、警察本部】

#### ⑤ 子供・若者育成支援を行う地域活動への支援

- 特定非営利活動促進基金（NPO基金）を活用し、NPO法人がSDGsの視点を持って取り組む地域課題解決の取組を支援します。

【県民生活部】

### （2）子供・若者を取り巻く有害環境等への対応

- 埼玉県青少年健全育成条例に基づき、深夜外出や有害情報に接する危険性などを青少年や保護者に啓発するほか、コンビニエンスストアやカラオケボックスなどへの立入調査や指導等に取り組みます。

【県民生活部】

- 関係機関、事業者、青少年関係団体と連携し、20歳未満の喫煙・飲酒対策に取り組みます。

【県民生活部】

---

<sup>58</sup> 小・中学校に農園を設置し、児童生徒が農業体験活動を通じて、生命や自然、環境や食物などに対する理解を深めるとともに、情操や生きる力を身に付けることを狙いとした取組。

- 依存症の予防及び依存症についての正しい理解を普及するため、児童生徒を対象としたリーフレットの配布などの教育・啓発ツールの開発に取り組みます。

また、学校における薬物乱用防止教室の開催などを通して、薬物乱用の未然防止を図ります。

【保健医療部、教育局】

- 成年年齢引下げの円滑な実施と定着に向け、高校生向けの消費者教育のほか、消費相談窓口の周知等の取組を推進します。

【教育局】

### (3) インターネット対策の推進

- ネットアドバイザーを派遣し、保護者等に対し、インターネットにおける危険性や保護者の役割についての啓発に取り組みます。フィルタリングサービスの利用など、インターネット上の有害情報から青少年を守るための方策の普及・啓発に取り組みます。

また、サイバーパトロールや県民からの情報提供などに基づき、インターネット上に氾濫する違法・有害情報を把握し、事件化やプロバイダ等に対する削除等依頼により、違法・有害情報の排除に向けた取組を強化します。

【県民生活部、警察本部】

#### (4) 多様で柔軟な働き方の推進

- 県内企業の働きやすい職場環境づくりを推進するため、テレワークや短時間勤務など多様な働き方<sup>59</sup>を実践し、従業員が働きやすい職場環境づくりに取り組む企業を「多様な働き方実践企業」として認定します。

また、企業の男性育休取得を促進するため、モデル企業の取組を情報発信するとともに、社内研修の実施等に対して支援を行います。

さらに、仕事と生活の両立支援相談窓口において、仕事と介護、子育て、病気治療等との両立に悩む勤労者を対象に、電話等による相談に応じます。

また、相談員を企業に派遣し、両立のための雇用環境の整備や支援制度の導入などのアドバイスを行います。

【産業労働部】

- テレワークをはじめとした働き方改革の取組により、時間・場所・雇用形態等にとらわれない新しい働き方を推進します。

【産業労働部】

---

<sup>59</sup> 労働者のニーズに応じて、時間・場所・雇用形態・兼業等が多様である働き方。具体的には、フレックスタイム制やテレワークにより、働く時間や場所の自由度が高まることで育児や介護との両立がしやすくなったり、副業が可能となることで所得の増加、キャリア形成のための資格取得やスキル向上が見込める。

## 施策の方向性２ 子供・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援

専門人材による支援のほか、地域の身近な大人や子供・若者の同世代による活動など、それぞれの得意分野や知見等を生かし、多様な担い手が連携・協働しながら、子供・若者の成長を支える持続的な活動ができるよう支援します。

(施策)

### (１) 分野横断的な支援人材の育成

- 複合的な困難や課題を有する子供・若者支援に必要となる人材の育成と連携を図るため、教育、保健医療、福祉、雇用などの関係機関による埼玉県若者支援協議会<sup>60</sup>を開催します。

【県民生活部、福祉部、保健医療部、産業労働部、教育局、警察本部】

- 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供・若者に対して、分野横断的な支援人材を育成し関係機関が連携して効果的な支援を実施できるよう、支援者のスキルアップ研修会の開催や市町村・支援団体等のネットワーク形成を図ります。

研修会の開催に当たっては、オンライン開催を積極的に取り入れます。

【県民生活部】

- 困難を有する子供・若者を総合的に支援するために、埼玉県若者支援協議会のサイト「埼玉若者支援ネット」等で、個別の相談機関の情報を提供し、支援機関相互の連携促進を図ります。

【県民生活部】

### (２) 多様な担い手による持続的な活動の推進

- 家庭、学校、地域、NPO、企業、大学等、地域の身近な大人や、当事者である子供・若者自身に至るまで、子供・若者を取り巻く多様な担い手による持続的な活動が可能となるよう支援します。

【企画財政部、県民生活部、福祉部、教育局、県警本部】

<sup>60</sup> 子ども・若者育成支援推進法第19条第1項の規定により、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として設置した協議会。